

## ■ 給与所得の求め方（令和7年度税制改正）・・・B欄（所得金額調整控除前）

給与所得の収入金額（ア）	給与所得の金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円～ 1,899,999 円	(ア) − 650,000 円
1,900,000 円～ 3,599,999 円	(イ) × 70% − 80,000 円
3,600,000 円～ 6,599,999 円	(イ) × 80% − 440,000 円
6,600,000 円～ 8,499,999 円	(ア) × 90% − 1,100,000 円
8,500,000 円～	(ア) − 1,950,000 円

(イ) = (ア) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 4

## ■ 所得金額調整控除（令和3年度改正以降適用）・・・B欄、⑪欄

給与等の収入金額が850万円を超える方で、「本人が特別障害者に該当する」「年齢23歳未満の扶養親族を有する」「特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する」のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除額を控除します。

### →所得金額調整控除額

= [給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）−850万円] × 10%

## ■ 未成年者について・・・チ欄

令和8年1月1日現在で、18歳未満の人。

## ■ 基礎控除（令和7年度税制改正）・・・⑪欄

合計所得金額	控除額	
	改正後	改正前
132万円以下	95万円	48万円
132万円超	336万円以下	
336万円超	489万円以下	
489万円超	655万円以下	
655万円超	2,350万円以下	
2,350万円超	2,400万円以下	
2,400万円超	2,450万円以下	
2,450万円超	2,500万円以下	
2,500万円超	0円	

※合計所得金額が2,500万円を超える方は適用がありません。

## ■ 寡婦控除・ひとり親控除について・・・ル・ヲ欄

※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外

	寡婦控除	ひとり親控除
控除額	27万円	35万円
本人所得	合計所得金額が500万円以下	
性別	女性のみ	男女不問
配偶関係と扶養の要件	死別、夫が生死不明の場合 →扶養の有無は問わない	離婚の場合 →合計所得金額が58万円以下の扶養親族を有すること 死別（又は生死不明）、離婚、未婚のひとり親の場合 →総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること

## ■ 特定親族特別控除（令和7年度税制改正）・・・R欄、⑬欄

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族の内、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下である場合は、税法上の扶養親族には該当しませんが、段階的に控除を受けられます。特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族 特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	特定親族の合計所得金額
63万円	10	11	58 万円超 85 万円以下
61万円	20	21	85 万円超 90 万円以下
51万円	30	31	90 万円超 95 万円以下
41万円	40	41	95 万円超 100 万円以下
31万円	50	51	100 万円超 105 万円以下
21万円	60	61	105 万円超 110 万円以下
11万円	70	71	110 万円超 115 万円以下
6万円	80	81	115 万円超 120 万円以下
3万円	90	91	120 万円超 123 万円以下

※親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。）。

## ■ 控除対象扶養親族（令和6年度課税分以降）・・・⑬欄

国外に居住する 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族は、原則として扶養対象外となります。ただし、下記の区分 O1～O4 に該当する方は扶養控除の適用対象とすることができますので、その対象者氏名とともに「区分」欄へ該当する番号を記入してください。

なお、30 歳以上 70 歳未満の国外居住者が下記 O2～O4 の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄※1	居住者
O1	非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）
O2	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生※2）
O3	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）
O4	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金※3）

※1 給与所得の源泉徴収票を e-Tax 又は光ディスク等で税務署へ提出する場合は、「OO」と記入してください。

※2 「留学生」とは留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。

※3 「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者から生活費等の支払を受けている者。

## ■ 各種扶養控除等の所得要件（令和7年度税制改正）

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	75 万円以下

## ■ 個人番号（マイナンバー）の記載について

「個人番号」欄には、各々の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

## ■ 給与支払報告書の提出について

市区町村提出用 ・・・ 支払いを受ける人の、令和8年1月1日の居住地の市区町村の個人住民税担当課へ1部提出

税務署提出用 ・・・ 支払いを受ける人の、令和8年1月1日の居住地の税務署へ提出

本人交付用 ・・・ 本人に手渡してください